

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 3 年 6 月 2 3 日 (木) 午前 1 1 時 2 分～午前 1 1 時 3 2 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎日暮 栄治 ○塚本竜太郎 議 長 助川 忠弘 副議長 円谷 憲人 阿比留義顯 石井 昭一 岡田 智佳 後藤浩一郎 田中 晋 中島 俊 平野 光一 古川 隆史 松本 寛道 山下 洋輔 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 大橋 昌信 鈴木 清丞 浜田智香子
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (鬼沢 徹雄)

○

午前 11 時 2 分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。意見書についてを議題といたします。

まず、意見書提出を求める請願について、事務局より説明を願います。

○議事課長 お手元に配付の資料 1 ページでございます。今回意見書の提出を求める請願は 2 件です。本会議において請願 37 号及び 38 号については、いずれも全会一致で採択となる見込みです。以上です。

○委員長 ただいまの説明のとおりであります。全会一致となります意見書を提出することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、この意見書 2 件を提出することといたします。

それでは、提出することと決した意見書の案文について、事務局より説明を願います。

○議事課長 議員提出議案第 3 号についてです。

〔議員提出議案第 3 号朗読〕

○議事課長 続きまして、議員提出議案第 4 号です。

〔議員提出議案第 4 号朗読〕

○委員長 お諮りいたします。議員提出議案第 3 号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてはいかがですか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 次に、議員提出議案第 4 号、令和 4 年度教育予算拡充に関する意見書についてはいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、案文は資料のとおりと決めます。

先例により、提出者は大会派の代表者がなり、他の会派の代表者は賛成者となることとなります。後ほど署名をお願いいたします。

○委員長 次に、会議規則の改正についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料 4 ページと 5 ページでございます。前回決定いただいたとおり、議会の本会議及び委員会の欠席事由を例示するとともに、出産に伴う欠席期間の範囲を明示するために改正しようとするものです。

本日の本会議に議会運営委員会提出議案として上程され、委員長の趣旨説明の後、質疑、討論を省略し、採決をする運びとなります。以上です。

○委員長 事務局説明のとおり御承知おきを願います。

○委員長 次に、所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付の資料 6 ページのとおり、この 3 項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○委員長 次に、本日の本会議の進め方についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 お手元の別紙の進行表に沿って御説明申し上げます。

なお、表中の無所属につきましては、左から上橋議員、内田議員、北村議員、大橋議員となります。

まず、日程第 1 は議案第 1 号から第 14 号についてでございます。委員長報告につきましては、今定例会におきましても文書配付により行うこととなっております。既に会派控室に配付いたしました。総務、市民環境、教育民生、建設経済の各委員会からの文書による報告と、この報告に対する質疑を行います。第 1 区分に記載の議案第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号から第 11 号、第 13 号、第 14 号の 11 議案について採決を行い、第 1 区分は全て全会一致で承認、可決となる見込みでございます。

続いて、その下の第 2 区分から第 4 区分の 3 議案については討論の通告があり、初めに内田議員が第 3 号の反対討論、矢澤議員が第 6 号の賛成討論、末永議員が第 12 号の賛成討論を行います。討論の後、区分ごとに採決を行い、第 2 区分の議案第 6 号、第 3 区分の議案第 12 号、第 4 区分の議案第 3 号は、いずれも賛成多数で原案可決の見込みでございます。

続いて、日程第 2、請願についてです。教育民生委員長、建設経済委員長の文書による報告と、それに対する質疑の後、討論の通告に従い、上橋議員が請願 36 号について、渡部議員が請願 36 号主旨 1 から主旨 5 と主旨 7、請願 39 号について、末永議員が請願 36 号について、鈴木議員が請願 38 号、請願 40 号主旨 2 について、武藤議員が請願 40 号主旨 1・2・4 について順次討論を行われます。討論の後、採決を行い、第 1 区分の請願 36 号主旨 6、第 2 区分の請願 37 号、第 3 区分の請願 38 号は全会一致で採択の見込み、第 4 区分の請願 40 号主旨 3 は賛成多数で採択の見込み、また第 5 区分から第 16 区分に記載の各請願については、いずれも賛成少数で不採択となる見込みです。

なお、第 5 区分から第 10 区分、第 12 区分から第 14 区分、第 16 区分については、建設経済委員会では採択でしたが、本会議では変わって不採択となる見込みでございます。

続いて、日程第 3 は、追加提出の議案第 15 号から第 17 号、第 19 号から第 30 号の人事案件、計 15 件でございます。提案理由の説明を省略し、質疑を一括 3 問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決を 1 件ずつ投票参加ボタンにより行っていただき

ます。

次に、日程第4につまましても、追加提出の議案第18号、人事案件ですが、本議案につまましては村越議員が除斥となります。その他の流れについては、日程第3と同様となります。

続いて、日程第5は、委員会提出議案第1号、会議規則改正の議案についてです。本日の本会議に議会運営委員会提出議案として上程され、委員長の趣旨説明後、質疑、討論を省略し、採決する運びとなります。

続いて、日程第6、議員提出議案第3号、第4号、意見書提出の議案です。趣旨説明の後、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決を行っていただきます。

続いて、第7号は、所管に関する事務調査の件でございます。

なお、本会議後に議会広報委員会が開催される予定です。以上です。

○委員長 では、このとおり本日の会議を進めますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長 次に、ペーパーレス化の運用についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 資料8ページでございます。まず、①、議員からの資料要求の運用についてです。ア、執行部が資料をデータ化できる場合のうち（ア）、当該資料の容量が3メガバイト以下のものについては、サイドボックスへの格納による提供となります。この際、要求した議員さんに対しては、サイドボックスに格納した旨の連絡をラインワークスのトークにより事務局より報告させていただきます。

次に、（イ）、当該資料の容量が3メガバイト以上のものについては、サイドボックスの容量の都合上、サイドボックスには格納せず、ラインワークスのトークにより提供とさせていただきます。イ、執行部が資料をデータ化できない場合ですが、この場合は従前どおり紙による提供となり、要求のあった議員さんに対し、ラインワークスのトークで執行部より資料の提供があった旨の報告のみを事務局からさせていただいた後、事務局の窓口で資料をお渡しさせていただきます。

次に、（2）、資料の供覧方法ですが、供覧が可能になった資料について、資料9ページに掲載しているような一覧表を作成して、サイドボックス内に掲載する予定です。この一覧表については随時更新いたしますので、必要に応じて御覧いただければと思います。その上で（ア）、3メガバイト以下のデータ資料についてはサイドボックスに格納し、（イ）、3メガバイト以上のデータ資料については、先ほどの御説明のとおりサイドボックスには格納を行わないため、閲覧を希望する場合は、事務局よりラインワークスで個別に配付いたしたいと思います。（ウ）、紙の資料については、従前どおり議事課の簿冊に保管となります。

次に、（3）、資料の保存年数についてですが、保存期間については変更はありません。例えば今年度中に要求のあった資料の廃棄は令和9年度以降となりますが、サイドボックス内のデータについては、サイドボックスの容量の使用状況に応じて

事務局において適宜削除することといたしたいと考えております。

なお、データ削除後であっても廃棄期限を迎えていない資料については、紙またはデータにより閲覧に供しております。

今回御説明した運用については、7月1日以降の議長宛てに資料要求のあったものについて適用とし、それ以前に要求のあったものの取扱いは従前のおりとなります。

次に、資料10ページの②、各種計画等の格納についてです。(1)の計画のサイドブックスへの格納の開始時期については、本定例会閉会后、事務局から執行部に対して、第五次総合計画に位置づけられている計画等の有無や内容について照会を行い、取りまとめを行った上で、7月下旬頃から順次格納していきたいと考えております。

次に、(2)の計画以外の資料についてですが、上記(1)に該当しない事業計画、執行部から提供される各種年報、柏市職員名簿等の資料についても、利便性の向上に資すると思われるものについては、事務局で適宜サイドブックス内のデータの加除を行いたいと考えております。以上です。

○委員長 事務局説明のとおり御承知おきを願います。

○松本 3メガバイトじゃ全然少な過ぎると思います。今どき写真1枚でも10メガというような状況で、3メガというのはどのような妥当性なのでしょうか。

○委員長 事務局、何かありますか。

○議事課主幹 御説明申し上げます。今サイドブックスに入れられる容量が1ギガバイトとちょっと少なくなっておりまして、そこに入れられるだけ入れたい、通常の本会議等の資料もある中で入れるというところで、1ファイルについては3メガバイトということで、今回御提示させていただいております。

○委員長 どうぞ。

○松本 これからやはりデジタルデータが増えていく中で、1ギガというのはあまりにも少ないので、今後それを増やしていくことを求めます。以上です。

○委員長 それでは、次に令和3年第3回定例会を議題といたします。

会期日程案について、議長より説明を願います。

○議長 資料11ページでございます。令和3年第3回定例会については、9月3日金曜日に招集が予定されております。会期は、9月3日から9月24日までの22日間とする案を御用意させていただきました。このような日程案になりますが、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長 では、会期日程についてはいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、次期定例会の会期は9月3日から9月24日までの22日間と決しました。

なお、議会運営委員会は、8月27日金曜日に開催する予定です。

○委員長 次に、令和2年度政務活動費執行状況についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和2年度分の政務活動費の執行状況について報告させていただきます。

資料の12ページでございます。まず、(1)の令和2年度の執行状況についてでございます。会派分につきましては、補助金交付額は888万円でしたが、年度末で409万1,300円が残額、戻入分となり、差引額478万8,700円が実質の交付額となりました。執行率は53.9%でございます。

次に、議員各位への補助金交付額ですが、総額2,460万円の交付に対して、残額、戻入分が546万5,952円あり、差引き1,913万4,048円が実質交付額となりました。執行率は77.8%でございます。この会派分、議員個人分の合計につきましては、補助金交付額が3,348万円、残額、戻入額が955万7,252円で、差引き2,392万2,748円が実質交付額となりました。執行率は71.5%となっております。

次に、(2)の執行状況の推移、各年度の実質交付額と執行率の欄でございます。特に執行率については、太字で記載しております。ここ数年、年々減少傾向にあったのですが、昨年度は若干増えて7割を超えている状況でございます。

最後に、下段の(3)の表、政務活動費の主な支出科目についてでございますが、会派、議員各位ともに広報費が主な支出となっております。

なお、令和2年度政務活動費の公開につきましては、本庁舎1階ロビーの行政資料室に配架いたしますのが例年のとおり7月上旬、ホームページ上の公開は8月上旬に向けて準備を進めてございます。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明でさよう御承知おきを願います。

○委員長 次に、事務局より報告があります。

○庶務課長 事務局から1点御報告をさせていただきます。6月26日から本庁舎高層棟トイレ洋式化修繕工事に伴う断水のため、4階から7階のトイレと給湯室が使えなくなります。期間は、6月26日土曜日から7月12日月曜日までを予定しております。

なお、工事期間中は騒音及び振動等が発生するおそれがあるとのことでございますので、御注意いただければと存じます。

なお、会派控室の水道については、通常どおり使用できるということでございます。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明でさよう御承知おきを願います。

○委員長 ここで議長より御発言がございます。どうぞ。

○議長 本日は慎重なる御審議をいただき、ありがとうございました。閉会日を迎えるに当たり、議長より一言お願いを申し上げます。

今定例会中の質疑並びに一般質問、また各常任委員会におきまして、一部の議員、委員の発言について懸念を示す声が私の元にも届いております。例を挙げますと、女性の容姿について殊さらに言及し、議会の品位が問われかねないもの、議員の権限を越えるとも捉えられる公共施設の調査を議員自らが行おうとするもの、臆測に基づいた特定個人や議員の非難につながる発言、職員個人名を挙げての発言等でございます。

議長としては、議員の発言の自由というものは最大限に保障されるべきものだと考えているところではあります。その前提となる人権や地方自治法、会議規則を含めた各種法規について、いま一度確認していただいた上での御発言をお願いしたいと思います。以上でございます。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 何でしょう。

○松本 公共施設について、議員個人で調査したいと申し上げたのは私です。何が問題なんでしょうか。（「ちゃんと勉強しましょうよ、地方自治法を。執行部笑っているよ」、「説明してください」、「いいの、私が説明しても。私が説明する、私が答弁者なの。そんな権限あるの」と呼ぶ者あり）

○委員長 ちょっと待ってください。

○議長 まず、委員長に裁きを。（「地方自治法にどう書いてあるのか言ってくださいよ」、「いいよ」と呼ぶ者あり）

○委員長 ちょっと待って、ちょっと待ってください。

事務局から、じゃ説明願います。

○事務局長 議会の調査権というものは議会として認められているということでございまして、議員さん個人については、いわゆる調査権というものはないというふうに解しておるところでございます。以上でございます。

○委員長 ただいまの件については、ただいまの説明で御承知おきを願います。（「はい」と呼ぶ者あり）何でしょう。

○平野 殊さら個人名を挙げてという部分がありましたよね。思い当たる節があるんですけども、その発言者が根拠を持って言うのであれば、やっぱり議員の本人の、発言している本人の責任において許されることかなというふうに思います。どうなんでしょう。

○議長 私のところに届いているところという中では、それによって大変心に傷がつくことがあるということで、そういったものも含めて配慮していただいた上で、発言については責任を持って発言していただきたいと。特に今後、私がこの発言した中では、9月以降というのは、当然国の選挙や市の大きな選挙がある中で、本人だったり特定の候補者を応援するような発言だったりにもつながりかねないものも出てくるのではないかと、そういうこともありかねませんので、そういった中では議会としての議論をしっかり深めるという意味での発言というのは、最大限保障されるべきだと思っておりますので、ですのでそういったところもありまして、改めて特にこの今回の発言というのはさせていただいたところでございます。当然

それについての責任は、私は議員が負うものだと思っております。

○委員長 それでは……（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○松本 先ほどの件なんですけども、それは議会としての調査権があるという話と、議員が個人でそれぞれ日々調査しているわけですよ。それを妨げるものではないですから、そこははっきりしてください。（「公の施設なんだからさ……」、「だから、彼は許可を求めたんじゃないの、当局に。自分でやらしてくださいと」と呼ぶ者あり）

○委員長 ちょっと委員の皆さん、発言控えてください。事務局、説明してください。

○事務局長 今、先ほど申し上げましたのは、いわゆる議会としての調査権というところでございまして、あとそれとは別に通常の政務活動、政務調査という中で、議員の皆さんに認められているという範囲もございます。ただ、その部分については、やはり今回の問題、認識としては、いわゆる執行部、執行権に対して、少し入り込み過ぎる可能性があるんじゃないかという疑義があったというふうに聞いております。以上です。

○委員長 どうぞ。

○平野 私の記憶では、松本議員は当局に調査の許可を求めたんだと思うんですね。それを当局は拒否したという、そういうことだったと思うんですが、そのことが問題になりますかね。どうなんですか。（「私、答弁していいのか」、「しないほうがいいですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長 何かあります。どうぞ。

○古川 公の施設の管理者がやらないと言っているわけですよ。先ほども言いましたけど、地方自治法は、我々に調査権というのは、公の施設の管理権を超えてまで、私たちにそういう権限はないと私は思っているんです、執行権だから。さらに言えば、公の施設を調査するのであれば、職員がやるか、委託をするか、どちらかですよ。俺に委託をしろというふうに、私は聞こえますよ。俺に調査させろということは。

○平野 いや、そういうこと言っていなかったじゃない。

○古川 そういうふうになりませんかと言っているんです。

○平野 古川さんが言っているのは、ちょっと違うと思うんですよ。彼は、当局に許可を求めたんですよ。許可を改めて求めたわけですよ。それが何で問題なのかなというふうに。あなたの今の説明では全然説明つかないでしょう。許可を求めたんですよ。

○古川 許可するんですかね。公の施設……

○平野 するか、しないかは別じゃないですか。

○古川 公の施設を個人に許可するの。委託じゃなくて。

○平野 するか、しないかは別問題で、彼は許可を求めた（「別問題ってそういうことがあるんですか」と呼ぶ者あり）その発言が問われているわけだから、それは

問題ないですかということですか。

○古川 委託をしないで、公の施設、許可求めていいんですか。聞きましょうよ。いいんですか。委託をしないで、ただやらすということがあるんですか、公の施設。

○委員長 副市長、何かありますか、発言します。

○副市長 基本的には、施設管理者としてやっぱり許可、議員個人に対しての調査について許可することは考えにくいかと思います。一つ考えられるとしたら、議会としての調査権、百条委員会等が調査を求めた場合には、これは拒否できないものと考えております。以上です。

○委員長 それでは、ただいまの件につきましては、これで終わりにさせていただきたいと思えます。（「いいですか、私も」と呼ぶ者あり）いや、またいろんな御意見あるでしょうから、それはよくおのおのがお考えになり、また今後適正な発言をされるようお願いいたしたいと思えます。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前 1 1 時 3 2 分閉会